

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年6月7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	屋外共同溝に設置されている排水ポンプ（No. 1）のレベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	GⅢ	
2	2号機	タービン建屋換気空調系（B系）の冷却装置用膨張水タンクの液面計の内側に汚れが認められたため、当該水位計を点検・清掃	対象外	
3	3号機	原子炉圧力容器の上蓋締め付け装置駆動部の空気フィルタ接続部及びドレン排出部より微少のエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
4	3号機	残留熱除去系（B系）室内ドレンポンプ起動時、当該ポンプが過負荷により自動停止したため、当該ポンプを点検・修理	GⅢ	
5	3号機	廃棄物処理建屋制御室内空調機の空気冷却器に腐食の発生が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
6	4号機	タービン建屋換気空調系タービンバッチ油タンク室の給気及び排気ダンパの開閉表示用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	GⅢ	
7	4号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービンの軸受排油温度検出器用フレキシブル電線管に一部破損が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
8	5号機	廃棄物処理建屋地階の配管スペース室内の空調ダクト下部より水（地下水）のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
9	5号機	タービン建屋床ドレンサンプポンプ（A）のグランド部において、グランドリーク水の増加傾向が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
10	5号機	試料採取系原子炉水溶存酸素濃度指示計の指示値異常（ハンチング）により「原子炉水溶存酸素濃度高」を示す警報が発生し、即時復帰する事象が認められたため、当該溶存酸素濃度検出器を点検・修理	GⅢ	
11	5号機	常用空調機系冷却装置（D）用圧縮機（B）が「油圧低」により自動停止したため、当該圧縮機の制御回路を点検・修理	GⅢ	
12	5号機	常用空調機系冷却装置（D）用圧縮機（A）に動作不良（起動不能）が認められたため、当該圧縮機を点検・修理及び冷媒を補充	GⅢ	
13	5号機	所内用圧縮空気系空気圧縮機の出口圧力指示計の内側ガラス面に結露水が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	GⅢ	
14	6号機	タービン建屋天井クレーンの点検における主巻装置の動作確認試験の際、「主巻異常」を示す警報が発生したため、当該主巻装置を点検・修理	GⅢ	
15	6号機	換気空調系6.9kV非常用電源盤室冷却装置（B）の膨張水タンクへの補給水電磁弁に動作不良（自動「開」不良）が認められたため、当該電磁弁を点検・修理	GⅢ	
16	6号機	廃棄物処理建屋2階照明用分電盤の回路No. 30（1階南側コンセント用電源）に絶縁不良が認められたため、当該回路を点検・修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	6号機	取水設備固定式バースクリーンに海生物（貝・藻）の付着が認められたため、当該スクリーンを清掃	G III	
18	集中環境施設	補助建屋からの屋外ダクト入口扉に解錠不良が認められたため、当該扉を点検・修理	G III	
19	その他	海生物処理設備湿式洗浄装置用排水移送ポンプ出口側配管の一部に腐食による貫通孔（幅：約5mm×長さ：約30mm）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	